

議案第10号

芽室町国民健康保険税条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年6月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険税条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第3条第1項中「7.71」を「7.83」に改める。

第5条中「28,964円」を「29,540円」に改める。

第6条第1号中「20,074円」を「20,265円」に改め、同条第2号中「10,037円」を「10,133円」に改め、同条第3号中「15,056円」を「15,199円」に改める。

第7条中「2.45」を「2.40」に改める。

第9条中「9,329円」を「9,265円」に改める。

第10条第1号中「6,466円」を「6,356円」に改め、同条第2号中「3,233円」を「3,178円」に改め、同条第3号中「4,850円」を「4,767円」に改める。

第11条中「1.81」を「1.74」に改める。

第13条中「9,293円」を「9,060円」に改める。

第14条中「4,814円」を「4,672円」に改める。

第17条第1項中「28日まで」の次に「（ただし、閏年は29日まで）」を加える。

第28条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第1号ア中「20,275円」を「20,678円」に改め、同号イ（ア）中「14,052円」を「14,186円」に改め、同号イ（イ）中「7,026円」を「7,093円」に改め、同号イ（ウ）中「10,539円」を「10,640円」に改め、同号ウ中「6,531円」を「6,486円」に改め、同号エ（ア）中「4,527円」を「4,450円」に改め、同号エ（イ）中「2,264円」を「2,225円」に改め、同号エ（ウ）中「3,396円」を「3,338円」に改め、同号オ中「6,506円」を「6,342円」に改め、同号カ中「3,370円」を「3,271円」に改め、同条第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同号ア中「14,482円」を「14,770円」に改め、同号イ（ア）中「10,037円」を「10,133円」に改め、同号イ（イ）中「5,019円」を「5,067円」に改め、同号イ（ウ）中「7,528円」を「7,600円」に改め、同号ウ中「4,665円」を「4,633円」に改め、同号エ（ア）中「3,233円」を「3,178円」に改め、同号エ（イ）中「1,617円」を「1,589円」に改め、同号エ（ウ）中「2,425円」を「2,384円」に改め、同号オ中

「4,647円」を「4,530円」に改め、同号カ中「2,407円」を「2,336円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同号ア中「5,793円」を「5,908円」に改め、同号イ（ア）中「4,015円」を「4,053円」に改め、同号イ（イ）中「2,008円」を「2,027円」に改め、同号イ（ウ）中「3,012円」を「3,040円」に改め、同号ウ中「1,866円」を「1,853円」に改め、同号エ（ア）中「1,294円」を「1,272円」に改め、同号エ（イ）中「647円」を「636円」に改め、同号エ（ウ）中「971円」を「954円」に改め、同号オ中「1,859円」を「1,812円」に改め、同号カ中「963円」を「935円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

国民健康保険制度都道府県化により、北海道が示した標準税率を参酌して、市町村が国民健康保険税率を定めること及び地方税法等の一部改正により、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>7.83</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 一略一</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>7.71</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 一略一</p>

改正案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,540円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条において同じ。)以外の世帯 <u>20,265円</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,964円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第28条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第28条において同じ。)以外の世帯 <u>20,074円</u></p>

改正案	現 行
<p>(2) 特定世帯 <u>10,133円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,199円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,265円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,356円</u></p>	<p>(2) 特定世帯 <u>10,037円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,056円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.45</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,329円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,466円</u></p>

改正案	現 行
<p>(2) 特定世帯 <u>3,178円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,767円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.74</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,060円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,672円</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第17条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p>	<p>(2) 特定世帯 <u>3,233円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,850円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.81</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,293円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,814円</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第17条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p>

改正案	現 行
<p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月30日まで</p> <p>第7期 1月6日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月1日から同月28日まで <u>(ただし、閏年は29日まで)</u></p> <p>第9期 3月1日から同月31日まで</p>	<p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月30日まで</p> <p>第7期 1月6日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月1日から同月28日まで</p> <p>第9期 3月1日から同月31日まで</p>
<p>2 一略一</p>	<p>2 一略一</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の</p>

改正案	現 行
<p>後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>20,678円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,186円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,093円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,640円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,486円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額</p>	<p>後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>20,275円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,052円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,026円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,539円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,531円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額</p>

改正案	現 行
<p>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,450円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,225円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,338円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,342円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,271円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,770円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,527円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,264円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,396円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,506円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,370円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,482円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正案	現 行
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,133円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,037円</u>
(イ) 特定世帯 <u>5,067円</u>	(イ) 特定世帯 <u>5,019円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>7,600円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>7,528円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,633円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,665円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,178円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,233円</u>
(イ) 特定世帯 <u>1,589円</u>	(イ) 特定世帯 <u>1,617円</u>
(ウ) 特定継続世帯 <u>2,384円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>2,425円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,530円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,647円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,336円</u>	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,407円</u>
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の	(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の

改正案	現 行
<p>合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,908円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,793円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,053円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,027円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,040円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,015円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,008円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,012円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,853円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,866円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,272円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,294円</u></p>

改正案	現 行
<p>(イ) 特定世帯 <u>636円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>954円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,812円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>935円</u></p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>(<u>適用区分</u>)</p> <p><u>2 この条例による改正後の茅室町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>647円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>971円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,859円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>963円</u></p>

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.71%	58 万円
均等割	28,964 円	
平等割	20,074 円	

【税率改正後】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	7.83%	61 万円
均等割	29,540 円	
平等割	20,265 円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.45%	19 万円
均等割	9,329 円	
平等割	6,466 円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.40%	19 万円
均等割	9,265 円	
平等割	6,356 円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.81%	16 万円
均等割	9,293 円	
平等割	4,814 円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.74%	16 万円
均等割	9,060 円	
平等割	4,672 円	

■軽減判定所得に乗じる額における改正内容

【現行】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 27.5 万円 × 被保険者数
2割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 50 万円 × 被保険者数

【改正後】

区分	軽減判定所得に乗じる額
5割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 28 万円 × 被保険者数
2割軽減	基準額 33 万円 + 加算額 51 万円 × 被保険者数